

盛岡広域振興局長告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿妻穴堰土地改良区（盛岡市）から役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成24年2月28日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

理事、監事の別	氏 名	住 所	
		変更前	変更後
理事	野崎 幸雄	盛岡市向中野字野原10番地 1	盛岡市向中野五丁目30番45号